



基本目標

本校生徒は校訓の「誠実」、「剛健」、「高潔」、「協和」の精神を実践し、学業に励むとともに生徒としてふさわしい日常の生活態度を身につける。

1 礼儀

校内、校外を問わずつねに礼儀を正しくし、挨拶を心がけ、親切、丁寧に接する。互いの多様性を認め、互いを受容する。

2 服装

(1) 服装は本校所定のものを着用する。

(2) 標準服

ア 標準服 A は本校指定の黒色詰襟学生服とスラックスとする。標準服の下には白のワイシャツまたはポロシャツを着用する。上着には本校指定の校章とボタンをつける。夏季は本校指定のポロシャツまたはYシャツとする。

イ 標準服 B は本校指定の黒色ブレザーとスカートもしくはスラックスとする。上着の下には、白色のワイシャツにリボン、ベストを着用する。夏季は本校指定のポロシャツまたはYシャツとする。

ウ ソックスは白または黒・紺など華美でないものとする。ストッキングは黒系統とする。

エ 通学用靴は男女とも革靴または運動靴とする。色は華美でないものとする。

オ スカートの丈は膝頭に触れる程度を上限とする。

(3) 防寒用コート類、マフラーは華美でないものとする。標準服の下に着用するベスト・セーターは本校指定のものとする。

(4) アクセサリー類は身につけない。

(5) やむを得ない理由により異装しなければならない時は学校の許可を受ける。

3 髮型

(1) 染色、パーマ、脱色などはしない。

4 登下校

(1) 始業 5 分前までに登校する。

(2) 原付自転車使用の場合は許可を受ける。

(3) 休日に登校する際は標準服またはジャージを着用する。

5 出欠席

(1) 病気その他の理由により欠席する時は始業時までに、担任または欠席連絡フォームに連絡する。

(2) 遅刻したときは、職員室で所定のカードに理由を記入し、教科担任に提出してから授業を受ける。

(3) 忌引は、「忌引届」を提出する。忌引日数は次の通りとする。

父母 7 日、兄弟姉妹 3 日、祖父母 3 日、伯父母・叔父母 1 日、曾祖父母 1 日。

なお、葬祭のため遠隔地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(4) 登校後、やむを得ない理由で欠課又は早退するときは、担任の許可を受ける。

6 校内生活

(1) 必要以外の金銭、物品は所持しない。

(2) 生徒同士でみだりに金銭、物品の貸借をしない。

(3) やむ得ぬ理由により外出する場合は、担任に申し出て許可を受ける。

(4) 集会、文書の発刊・配布、貼紙、掲示陳列等をする場合には、事前に特活部の関係職員に申し出て、その許可を受ける。

7 校外生活

(1) 外泊は保護者の承諾なしにしてはならない。

(2) 未成年者入場禁止の場所や好ましくない環境への出入りはしない。

(3) 喫煙、飲酒、薬物使用、交通違反、暴力、脅迫行為等はしてはならない。

(4) アルバイトを行う場合は、必要書類を学校に届け出ること。

(5) 事件、事故の際は、学校、家庭、警察に一報を入れる。

(6) 成年年齢に達した生徒は契約、不法行為における責任を自らが負うことを理解し、より一層の倫理的行動に努める。

交通に関する規程(全日制)

1 交通全般についての注意

生徒・自転車・バイクいずれの場合にも常に交通道徳・交通法規を遵守し事故のないよう十分気をつけること。

- (1)万一事故を起こした場合(事故に遭った場合も同様)かならず警察に届け、負傷者には誠意をもってあたり適切な処置を講ずること。なお学校への連絡を忘れないこと。
- (2)交通違反等により警察の指導を受けた場合もかならず学校に報告すること。
- (3)自転車・バイクに乗る前にはブレーキ・ライト等について点検・調整を十分にすること。
- (4)自転車の二人乗り、並進はしてはならない。

2 原付自転車通学について

(1)通学距離規制

ア 学校を中心として半径 10km 以上の地域からの通学者については、保護者からの許可願いにより検討の結果許可する。

ただし、電車・バス等の利用できる場所については原則とし許可しない。

イ 遅刻の多い者は許可を再考する。

(2)車種規制

通学を許可された場合は、原付自転車(125cc 以下で最高出力 4.0kw 以下)のみとする。

(3)誓約書の提出

通学を許可された場合は、保護者連名の「安全運転誓約書」を校長あてに提出すること。

(4)乗車上の注意

ア 任意保険に加入すること。

イ ヘルメット(フルフェイス)を着用すること。

ウ 原付自転車(後面または側面)に学校より交付されたステッカーを貼付すること。

3 運転免許証取得について

本校在学中に取得できる免許証の種類は、原付免許証と普通免許証とする。自動二輪免許取得は原則として許可しない。ただし、個別の事情がある場合は審議する。

(1)普通免許証

ア 自動車学校入校の時期は、高校 3 年生の 11 月 1 日以降とする。

イ 保護者連名の「免許証取得許可願」を校長に提出し、許可を得たうえで受験又は入校の手続きをすること。

ウ 受講のための欠席・欠課は認めない。但し検定試験については各 2 回まで欠席事由として認める。

エ 受講・受験の際は、必ず学校より交付された許可証を携帯すること。

オ 免許証を取得した場合は、速やかに届け出ること。

(2)原付免許証

ア 取得試験は、休業日を利用する。

イ 取得した場合は、速やかに届け出ること。

ウ 学校で実施する安全教育・講習は必ず受講すること。

エ バイク通学は高校 2 年生からとする。